

申請事業者 各位

エコチューニング推進センター長

## エコチューニング業務(類似業務)実績について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、エコチューニング事業者の認定申請をご検討いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当該事業者の認定申請にあたっては、エコチューニング事業者認定基準第6条に係るエコチューニング事業者の業務または省エネルギー診断等の類似業務の実績を、エコチューニング業務(類似業務)実績報告書(様式 6-1)に記載いただくことになっています。

「エコチューニング業務」とは、エコチューニング計画の立案及び実践指導並びに効果検証と改善提案等の提供をする業務です。したがって、環境省委託事業として実施いたしました平成25年から平成28年までのエコチューニング実践試行に参画いただきました実績は、エコチューニング業務実績として記載いただくことができます。

さらに、エコチューニング業務の類似業務につきましては、以下のような業務が対象となりますので、エコチューニング業務(類似業務)実績報告書作成にあたって、参考にしてください。

また、業務実績報告書の最終ページには、業務を担当した部門の責任者の方に、記載内容に間違いのないことを確認いただき、記名押印をお願いします。

なお、いずれの業務につきましても、契約書の有無は問いませんが、業務内容に不明な点がある場合は、補足資料のご提供をお願いすることがありますので、ご承知おきください。

敬 具

## 記

### 1. 省エネルギー診断

建築物における設備等の稼働状況、運用状況ならびにエネルギー使用量その他必要な項目について以下の内容を含む調査・分析を行い、それらの結果に基づき、省エネルギー対策のための計画を策定し、運用改善について提案が行われたものであること。

- ・過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績と設備の稼働状況
- ・設備機器ごとのエネルギー消費量の実績または試算
- ・運用改善項目の選定とそれらに伴う省エネルギー量の試算

### 2. エコチューニング類似業務 (i)

建築物の消費エネルギーの削減を目的として、以下の手法等を用いて設備機器等の運用方法を見直し、省エネルギー量の試算を含めた提案に基づく運用改善が実践され、実践後の省エネルギー量の検証が行われたものであること。

- ・エコチューニング総合管理手法( I ) P.115 表 2.5.6 電気設備省エネルギー管理チェックリスト
- ・エコチューニング総合管理手法( I ) P.168～P.172 表 2.6.19～ 空調設備省エネルギー管理チェックリスト(1)～(5)
- ・エコチューニング総合管理手法( I ) P.236 表 2.10.9 衛生設備省エネルギー管理チェックリスト
- ・エコチューニング総合管理手法( I ) P.242 表 2.11.4 運用計画策定のポイント ( E V )

### 3. エコチューニング類似業務 (ii)

省エネ法ならびに地方公共団体の条例に基づく、建築物におけるエネルギー消費実績の集計と分析および報告書作成ならびに運用改善による省エネルギー量試算に基づく運用改善提案と実践後の検証が行われたものであること。

### 4. エコチューニング業務(類似業務)の実績がない場合

上記のようなエコチューニング業務ならびにエコチューニング類似業務の実績がない場合でも、適正なエコチューニング業務が実施できる見込みがあれば、申請を受け付けることができますので、エコチューニング推進センターまでお問い合わせください。

以上